

公益社団法人 日本鍼灸師会主催  
平成 28 年度全国保険部長会議報告

(一社)愛知県鍼灸師会  
保険部長 廣畑 守

7 月 3 日 (日)、東京都渋谷区の花田学園にて、公益社団法人日本鍼灸師会全国保険部長会議が開催され、出席してきました。

午前 11 時より各部の部長さんたちが集まり、開会式、正副会長の挨拶、現況並びに代議員総会報告ののち、各会場に別れて昼食となりました。

午後 12 時 30 分より保険部長会議が始まりました。まずは、自己紹介を各県ごとに行いました。

そして、業務執行理事の松浦先生より、鍼灸師と地域ケア・地域ケアへの参加のお話がありました。地域で展開される医療介護福祉事業の活動に参加することにより、鍼灸師の活動の範囲が広がる可能性があります。今現在、行政が抱えている問題の一つが、不健康余命です。人は、健康余命から不健康余命に移行し、やがて死に至ります。その不健康余命の時期に非常にお金がかかるので、できるだけ健康余命を長く、不健康余命を短く、というのが行政の狙いです。健康余命を長くし、障がいや介護の期間を短くするのが、我々鍼灸師の仕事ではないでしょうか。例えば、役所の福祉課に赴き「鍼灸師ですが、地域包括システムの中で、何かお手伝いのできることはありませんか？」と聞くと色々教えてくれるそうです。福祉課で分からなければ、地域支援包括センターを紹介してくれるそうです。実際に山梨県の藤森先生は、役所へアポなし突撃訪問から現在は公民館での健康講座を任せられるほどになったそうです。当然のことながら、無償でがんばり、その後知り合ったケアマネや、自治会から有償のお話がやってくる、というものです。待っているばかりでは仕事はないよ！ということです。自ら動いて鍼灸師の枠を使いましょう。という内容のお話でした。

続いては療養費の現状と課題でした。

各県、各保険者によって取り扱いは様々です。愛知県は非常に恵まれている様です。県によっては、療養費の取扱がとても厳しい県もあるようです。今、日鍼会健保委員の最大の狙いは、一部負担金でかかれる制度の確立です。全国統一の取り扱い、償還払いのない取り扱いを目指します、とのことでした。同意書撤廃については、言葉を濁していました。同意書があるから接骨院との併給は、こちらに支給される。というメリットもあるようです。

続いて、自賠責保険の件です。これも各損保に基準があるようですが、担当者が「鍼灸はダメ！」と言ったら、「医師が認めた場合はどうか？」と聞いてみてください。また、三井住友海上の場合は各地域にある保険金お支払センターに聞いてみるのも一つの手です。と教えていただきました。

最後に、保険者は長期頻回を嫌います。回数上限の設定（一年後からは 20 回未満）、往診料の一定額（全国平均約 4 k mなのでそれ以下の金額）も検討課題に挙げられているようです。

みなさんには、これからも頑張って、療養費を適正に取り扱い、取扱金額を増やしてってください。もうしばらくご負担をお掛けしますが、よろしくお願ひします、とのことでした。

午後 4 時 30 分からは、公益社団法人 日本鍼灸師会 全国部長会議合同意見交換会に出席しました。